

○沼田市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱

平成28年3月29日

告示第34号

改正 令和元年5月17日告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図るため、市内の住宅に再生可能エネルギーを利用した設備を設置する者に対し、予算の範囲内において沼田市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金の交付については、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第26号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象機器)

第2条 補助の対象となる再生可能エネルギーシステム（以下「システム」という。）は、次の各号に掲げるものとし、各システムの要件等は、別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 太陽熱利用システム
- (3) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電池システム
- (5) エネルギー管理システム(HEMS)
- (6) 地中熱利用システム
- (7) 木質ペレットストーブ

(補助の申請要件)

第3条 補助の申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 沼田市内において、自ら居住する住宅（延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供する店舗等の併用住宅を含む。）にシステムを設置しようとする者
- (2) 建売住宅供給者等から居住実績のない市内のシステム付住宅（以下「システム付住宅」という。）を購入し、自ら居住しようとする者

2 補助の申請を行う者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第6条の通知を受けた日以降にシステムの設置工事に着手すること。
- (2) 申請した年度の3月20日までにシステムの設置工事を完了し、第8条に定める実績報告書を提出できること。
- (3) 各システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回とし、過去に同一システムに係る市の補助金の交付を受けていないこと。

- (4) 世帯の全員が市税等を滞納していないこと。
- (5) システムが太陽光発電システムである場合は、発電した電力が当該システムを設置した住宅等で消費され、かつ、電力会社と余剰電力の買取り契約を締結する見込みがあること。
- (6) エネルギー管理システム (HEMS) については、太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム (エネファーム) 又は定置用リチウムイオン蓄電池システムのいずれかと同時に申請すること。

(補助金の交付額)

第4条 補助の対象となるシステムの補助金の交付額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、システム設置工事の着工前又はシステム付住宅購入前に住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) システムの仕様書(設備の形状、規格等が分かるもの)
- (2) 施工予定業者が発行する見積書又は契約書の写し(設置費用の内訳が分かるもの)
- (3) 設置予定場所の位置図
- (4) システムの設置前の状況を示す写真(システム付住宅を除く。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の内容を変更しようとするとき、又はシステムの設置を中止しようとするときは、住宅用再生可能エネルギーシステム設置計画変更等届出書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助金額の決定を受けたシステムの設置工事が完了したときは、住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金実績報告書(別記様式第4号。以下「実

績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置に係る領収書の写し
- (2) システムの竣工検査における試験記録書等の写し(木質ペレットストーブを除く。)
- (3) システムの設置後の状況を示す写真
- (4) 電力会社への電力受給契約申込書の写し(太陽光発電システムの場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、システム設置工事完了後30日以内又は3月20日のいずれか早い日とする。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合は、これを審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金確定通知書(別記様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 交付決定者は、前条に規定する通知を受けたときは、受領後30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付請求書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求の日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 法令及び本要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合で、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(管理)

第13条 交付決定者は、第6条の規定により市長が交付を決定した補助金に係る対象システムを善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

(協力)

第14条 交付決定者は、次に掲げる事項について協力するものとする。

(1) 対象システムの使用状況等に関するアンケート調査

(2) その他市長が協力要請する事項

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(沼田市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱の廃止)

2 沼田市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱(平成21年告示第48号)は、廃止する。

(沼田市住宅用太陽熱利用システム設置補助金交付要綱の廃止)

3 沼田市住宅用太陽熱利用システム設置補助金交付要綱(平成21年告示第180号)は、廃止する。

附 則 (令和元年5月17日告示第8号)

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

(令元告示8・一部改正)

対象機器	機器要件
太陽光発電システム	(1) 低圧配電線と逆潮流有りで連系していること。 (2) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10キロワット未満であること。 (3) 日本産業規格又はIEC等の国際規格に適合していること。 (4) 未使用品であること。
太陽熱利用システム	<b>【自然循環型】</b> (1) 太陽熱エネルギーを集熱器により集めて給湯に利用するシステムで、貯湯部分と集熱器部分(平板型又は真空管型)が一体型のもの (2) 未使用品であること。
	<b>【強制循環型】</b> (1) 太陽熱エネルギーを集熱器により集めて給湯に利用するシステムで、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成

	<p>され、主に給湯に利用するもの</p> <p>(2) 未使用品であること。</p>
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>(1) 定格運転時において0.5キロワット以上の発電出力があること。</p> <p>(2) 定格運転時における低位発熱量基準の総合効率が80パーセント以上であること。</p> <p>(3) 貯湯容量50リットル以上のタンクを有し、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられること。</p> <p>(4) 未使用品であること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電池システム	<p>(1) 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)の定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業における補助対象機器であること。</p> <p>(2) 蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上であること。</p> <p>(3) 未使用品であること。</p>
エネルギー管理システム (HEMS)	<p>(1) 住居の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」ができること。</p> <p>(2) ECHONET Lite規格を標準インターフェイスとして搭載していること。</p> <p>(3) ECHONET Liteによる空調・照明等を制御する機能を有していること。</p> <p>(4) 未使用品であること。</p>
地中熱利用システム	<p><b>【ヒートポンプ】</b></p> <p>(1) 地中の熱（冷熱を含む）を熱源として、採熱管を用いた閉塞方式によりその熱をヒートポンプで汲み上げ冷暖房・給湯用のエネルギーとして利用すること。</p> <p>(2) エネルギー消費効率(COP)が3.0以上であること。</p> <p>(3) 未使用品であること。</p> <p><b>【ヒートパイプ】</b></p> <p>(1) 地中深さ約10～15メートルの熱交換井に冷媒が封入されたヒートパイプを挿入し、媒体の蒸発と凝縮で地中の熱を移流させて融雪凍結防止を行うシステム</p> <p>(2) 未使用品であること。</p>
木質ペレットストー	<p>(1) 木質ペレット（製材端材や間伐材等の木材を粉碎したおが粉を</p>

ブ	<p>円筒状に固めたもの) を燃料として使用する暖房機であること。</p> <p>(2) 安定した燃料を確保するため、定量的な供給ができる構造であること。</p> <p>(3) 木質ペレット以外の燃料を使用しないこと。</p> <p>(4) 未使用品であること。</p>
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2 (第4条関係)

対象機器		補助金額	補助金限度額
太陽光発電システム		システム容量に1キロワット当たり1万5千円を乗じて得た額	7万円
太陽熱利用システム	自然循環型	対象システムの購入・設置に要する費用(消費税を含まない。)に10分の1を乗じて得た額	2万円
	強制循環型	対象システムの購入・設置に要する費用(消費税を含まない。)に10分の1を乗じて得た額	4万円
家庭用燃料電池システム(エネファーム)		対象システムの購入・設置に要する費用(消費税を含まない。)に10分の1を乗じて得た額	8万円
定置用リチウムイオン蓄電池システム		システム容量に1キロワットアワー当たり1万円を乗じて得た額	5万円
エネルギー管理システム(HEMS)		対象システムの購入・設置に要する費用(消費税を含まない。)に10分の1を乗じて得た額	1万円
地中熱利用システム		対象システムの購入・設置に要する費用(消費税を含まない。)に10分の1を乗じて得た額	10万円
木質ペレットストーブ		対象システムの購入・設置に要する費用(消費税を含まない。)に10分の1を乗じて得た額	5万円

備考

- 1 太陽光発電システムの最大出力は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(単位はキロワットとし、小数点以下2位未満を切り捨てる。)で算出する。

- 2 複数の対象機器による補助申請を行う場合は、その補助額を合算する。
- 3 千円未満の端数は、切り捨てるものとする。